

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第104号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(契約保証金の免除) 第112条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1)～(3) [略] <u>(4) 連帯保証人（当該契約から生ずる契約者的一切の債務を連帯して負担することを保証する者をいう。）その他契約の相手方が契約を履行することができない場合において当該契約の相手方に代わって契約の内容である業務を完了することを保証する者を立てたとき。</u> (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略]	(契約保証金の免除) 第112条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (1)～(3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。